

第2号様式（第5条第1号）

開 示 決 定 通 知 書

経も 第2511号
令和2年12月8日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長 田口 俊夫様

横浜市長 林 文子



令和2年11月30日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	金沢工業団地（金沢地先埋立地都市再開発用地3号地）の分譲について（伺）（昭和54年度作成）	
2 開示の日時及び場所	日 時	令和2年12月14日 午前・午後 10時00分
	場 所	市民情報センター（市庁舎3階）
3 開示の実施方法	写しの交付 来庁	
4 担 当 課	経済局中小企業振興部ものづくり支援課 電話 045 (671) 3490	
5 備 考		

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

甲 乙 丙

昭和54年7月27日起案		昭和54年8月24日決裁		文書番号	整理番号
昭和54年7月27日		昭和54年8月24日		昭和	年 月 日
市長	助 役			種 別	類 別
	松林 佐藤 佐藤				
				文書主任	浄書 照合
主管局長 経済局長	次長 商工部長	課長 工業課長	係長 主 査	起案者	
				TEL. 2567	
合議 企画調整局長	総務部長	副主幹 総務課長	庶務係長 企画係長	主 査	
財政局長	財務部長	財務課長	予算一係長	主 査	
港湾局長	開発部長	業務課長	業務一係長	主 査	
総務局 行政部文書課経由		埋立工事課	計画係長	主 査	
昭 54.8.18 和		副主 幹			
NO. 116					

金天工業団地(金天地先埋立地都市

再用発用地(号地)の分譲について(伺)

金天地先埋立事業は、市内に散在し、商住工の混在・
公害問題・交通障害等の原因となっている工場等を移転
させ、跡地を有効に利用することにより、都市環境の整備
改善と都市機能の強化を図ると共に、中小企業につい
ては移転を機に集団化・共同化等による体質改善を

進め、良好な立地環境のもとで新しい時代に適応した
都市工業の振興を図り、横浜の社会経済の
基盤強化の実現とバランスのとれた新しい街づくりをめざす
ものであります。

既に移転希望企業に対しては、昭和52年4月より登録
制度を実施し、組合設立指導・事業計画作成指導を
行ってまいりました。3号地の埋立もほぼ終り、公的資金
導入の準備も進んで、移転にあけた態勢が整ってきました
ので、別添「金沢工業団地(金沢地先埋立地都市再
開発用地3号地)基本方針(案の1)」「金沢工業団地(金
沢地先埋立地都市再開発用地3号地)分譲の二案
内(案の2)」「金沢工業団地(金沢地先埋立地都市再開
発用地3号地)分譲申込書(案の3)」により金沢工業団地
の分譲を行うこととしております。

なお、分譲の基本的な考え方については、関係局長会議(市長・助役会議)
昭和54年6月25日及び首脳部会議(昭和54年7月9日)で
説明・協議済であり、参考資料を添付します。
ただし、同会議の

金沢工業団地(金沢地先埋立地都市再開発用地
3号地)分譲の要点は次のとおりであります。

1 募集

(1) 募集方法 一般公開募集とする。

(2) 対象用地

金沢工業団地(金沢地先埋立地都市再開発
用地3号地)

企業用地 1,150,000 m²

(本来の企業用地 1,483,000 m²及び国道357号線代替地
工場センター付帯施設、公共施設等の用地を除外したもの)

(3) 募集時期 昭和54年9月20日(木)~10月19日(金)

(4) 応募資格 (別添参考資料 参照)

次のアからイまでのすべてに該当するもの

ア 業種

製造業、建設業、サービス業、再生資源卸売業、梱

包業、流通加工業

イ 市内に事業所を有し、事業を営んでいる企業でその

事業所を移転させるもの

ウ 事業所の移転及び経営に必要な資力を有するもの

エ 市税等を完納しているもの

その他特に本市が必要と認めるもの

(5) 分譲の相手

ア 事業協同組合等の団体

イ 個別企業

ただし、個別企業で分譲を受ける場合は、私道の負担、緑地の共同化、建屋の統一化等に関して団地の共同性を阻害しない条件等を受容させる。

(6) 最小申込面積

ア 事業協同組合等の団体で進出する場合、その構成員の申込面積は原則として、200㎡以上とする。

イ 個別企業で進出を希望する場合は、1企業あたり500㎡以上とする。

ただし、数企業が共有で申込む場合は、600㎡以上とする。

2 進出企業の決定

「横浜市金沢埋立地内工業団地移転事業所
選考審議会」において選考し、決定する。

3 分譲の条件

(1) 分譲単価 1m^2 当り 55,400円 (3.3m^2 当り 183,100円)
(昭和54年度上半期価格)

(2) 土地代金等の支払方法

ア 一般企業の場合

(3) 契約保証金

契約金額の10%とし、分譲契約締結時に
納入する。

(4) 分譲付金

一括払い、又は5年間20回元金均等分割
払いとする。

分割払いの場合は、残金に「別紙案の1」
の基準に^{6.0}より年4.5~~20~~7.5%の延納利息をつける。

イ 高度化資金融資を利用する事業協同組合等の場合

(ア) 契約保証金

市は事業協同組合等と分譲契約を締結し、事業協同組合等は契約保証金として契約金額の10%を納入する。

(1) 分譲代金

事業協同組合等が県の高度化資金貸付けに合せ、て本市に支払うものとする。

ウ 公害防止事業団の建設譲渡制度を利用する事業協同組合等の場合

(ア) 協定締結の保証金

市は事業協同組合等と土地売買に関する協定書を締結し、事業協同組合等は協定締結の保証金として協定金額の10%を納入する。

この後、事業協同組合等が公害防止事業団と譲渡契約を締結すると共に、市-事業協同組合等-事業団の三者協定を締結し、それに伴い市は前項の保証金を事業協同組合等に返還する。

(1) 分譲代金

譲渡契約及び三者協定の締結後、市と公営防止事業団は土地売買契約を締結し、公営防止事業団は所定の手続により本市に支払うものとする。

なお、この公営資金による土地の一括取得に対しては、延納利息をつけないこととする。

(3) その他の条件については1号地及び2号地の場合と同じとする。

ただし、高度化資金融資、または公営防止事業団の建設譲渡制度を利用する場合は、本市の意向が十分反映されるよう、県及び事業団と協議し決めることとする。

4 助成措置

(1) 市税の免除

本市と分譲契約・跡地利用協定を締結したものは、固定資産税、特別土地保有税、事業所税の子税を3~5年間免除する。

(2) 横浜市中小企業全米移転特別資金融資制度

埋立地への企業の移転を促進するための横浜市中小企

業金沢移転特別資金融資制度を実施する。

融資限度額 土地建物代金の80%以内、2500万円を
限度額とする。

融資対象 - 政府系資金融資が受けられる
個別進出中小企業。

利率 6.5% (一般)

(3) 私道・雑地整備の助成

事業協同組合等の団体に進出し、本市の指導に基づき私道及び雑地を整備した場合は、整備費の2分の1を助成する。

(4) 協同組合等の運営費・事業計画作成の補助

事業協同組合等の団体に進出する場合には、その運営費及び事業計画作成費の一部を補助する。

(5) 共同施設整備の助成

事業協同組合等の団体に進出し、本市の指導に基づき工場・事務所・倉庫・組合会館等の共同施設を設置した場合は所要金額の10%以内、300万円を限度として助成する。

(6) 染色・捺染排水、酸・アルカリ排水、ヨウ素排水を対象とした

共同前処理施設の設置にあたっては建設・管理に要する費用は企業負担とするが、建設費については30年の長期割賦

払にすると共に、利子を免除する。

④ 金沢工業団地建設の基本方針

(1) 工場移転に関する基本的な考え方

ア 原則として、移転対象となる事業所は、全部移転させる。但し、事務所・倉庫等非生産部門は残してよい。
(公害発生源以外)

イ 移転費用は全額企業の自己負担とする。但し、長期・低利な政府系資金導入のための条件を整え、中小企業がスムーズに移転できるようにする。

(2) 工場移転跡地について (昭和51.7基本方針決裁済)

工場移転跡地は当該用途地域に見合った土地利用をすすめ、原則として再び工場用地として売却または使用させよう。

ア 本市が必要とする跡地は、協議のうえ、跡地売買予約契約を締結する。

イ 本市が買収しない跡地は、跡地利用協定を締結し、本市の指導に従わせる。

(3) 公害防止対策 (昭和52.9基本方針決裁済)

金沢工業団地内での工場等の操業に伴う公害防止については、関係法令等の定めるところにより防除措置を講じる。

3 建屋構造

作業場建屋構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り、又は鉄骨スレート造りとする。

<作業場建屋構造の最低基準>

(3) 主要構造 鉄骨スレート造り

(イ) 外 壁 石綿スレート (厚6mm以上)

下地木毛セメント板 (厚15mm以上)

(ウ) 屋 根 石綿スレート (厚6mm以上)

(I) 窓 鋼製建具

イ 熱 源

工業用の使用熱源は、電気又はガスに限る。

ウ 屋外作業

屋外での作業は、原則として禁止する。

エ 工場排水の共同前処理

工場から発生する排水のうち染色・捺染排水、酸・アルカリ排水、メッキ排水については、企業負担により本市で共同前処理施設を建設・管理し、処理する。

(別途方針決裁)

オ 公害防止計画書

「金沢地先埋立地進出に係る公害防止計画書」を提出させ、公害防止対策の徹底を図る。

カ 廃棄物の処理

廃棄物の処理は、原則として自己処理とする。

なお、廃棄物の資源化、減量化等を図るため、処理施設の共同設置等を推進する。

(4) 建築規制

関係法令等の定めるところにより必要な措置を講じる。また、建屋・フェンス等の統一化を図り、良好な工業団地環境を形成する。

ア 建築等の制限

(ア) 用途地域 工業地域

(イ) 建ぺい率 60%

(ウ) 容積率 200%

(エ) 高さ制限 31m 20m

イ 住宅

工業団地内では住宅は禁止する。ただし、保安及び緊急時に必要な最小限の宿舍等は、認めることとする。

<建築を認める宿舍等>

(ア) 保安警備のための宿直室

(イ) 管理人室

(ウ) 運転手等の仮眠所

(イ) 緊急時に必要となる予備室

(5) 緑化 (昭和51.2基本方針決裁済)

施設の建設に当っては、事前に緑化計画書を提出させ指導する。

<工場等の緑化率>

ア 1000㎡以上の事業所は敷地面積の13%以上

イ 1000㎡未満の事業所は敷地面積の10%以上

緑化に際しては、公道の外周に沿って計画的に設置するよう指導する。また、共同で公共の用に供する開放緑地をとる場合、それにかかる固定資産税については免除する。

(6) 工業団地環境の整備

周辺の道路・交通網、付帯施設、住宅等を整備し、工業団地環境の整備を図る。

ア 道路

主要交通道路として、埋立地のほぼ中央を南北に通じる幹線道路国道357号線(東京湾環状道路の一部となる)を設け、将来ベイ・ブリッジ及び横須賀方面へ接続させる他、工業団地内に連絡道路を十分に整備する。また、環状2号線・3号線及び横濱-小田原線の

整備の促進を図る。

イ 交通

従業員の通勤対策として、工業団地内を通るバス路線を設置してこれにあたる他、^{将来}新交通システムの導入の検討を行い、~~需要に~~_{を予定している。}こたえる。

ウ 水道、下水道、電力、ガス、電話

工業団地に付帯する諸施設は、工場建設時期に間に合うよう造成区画の外側道路までは本市で整備し、工業団地内の需要に対応できる態勢を整える。

(ア) 水道

上水道より金沢埋立地全体を1日10万 m^3 給水する。

(イ) 下水道

金沢下水処理場で終末処理する。

エ 住宅

工業団地と緩衝緑地を併せて陸側に計画戸数約1万戸の住宅地区をつくり、工業団地に立地する企業の従業員のために、8割の優先枠を確保する。

オ 水際線

工業団地については、原則として水際線の利用は認めない。

(7) 工場センター及び工業団地内サービス施設の設置

ア 工場センター

工業団地全体の管理・運営、従業員の福利厚生、移転企業に対する各種サービス等を目的として、工場センターを建設する。

(ア) 面積 42,000 m^2

(イ) 位置 2号幹線陸側の2号地に隣接する用地

(ウ) 建設・運営主体及び資金導入

現在検討中である。

イ 団地内サービス施設

団地内サービス施設としては、ガソリンスタンド、食堂、売店等を考えられる。現在のところガソリンスタンドを1~2カ所設置する予定で、その他は検討中である。

(8) 助成措置

ア 市税の免除(昭和53.12市条例制定)

本市と分譲契約・跡地利用協定を締結したものは、固定資産税、特別土地保有税、事業所税の3税を3~5年間免除する。

イ 横濱市中小企業金沢移転特別資金融資制度

埋立地への企業の移転を促進するための横濱市中小企

業金沢移転特別資金融資制度を実施する。

融資限度額 土地・建物代金の80%以内、2500万円を限度額とする。

利率 6.5% (一般)

ウ 私道・緑地整備の助成

事業協同組合等の団体で進出し、本市の指導に基づく私道及び緑地を整備した場合は、整備費の2分の1を助成する。

エ 協同組合の運営費・事業計画作成の補助

事業協同組合等の団体で進出する場合には、その運営費及び事業計画作成費の一部を補助する。

オ 共同施設整備の助成

事業協同組合等の団体で進出し、本市の指導に基づく工場・事務所・倉庫・組合会館等の共同施設を設置した場合は、所要金額の10%以内、300万円を限度として助成する。

カ 染色・捺染排水、酸・アルカリ排水、メッキ排水を対象とした共同前処理施設の設置にあたり、建設管理に要する費用は企業負担とするが、建設費については30年の長期割賦にすると共に、利子を免除する。

(9) 工場移転勧奨について

次に該当する工場については、特に移転を優先し、移転勧奨を行うと共に、選考上及び工業団地レイアウト上考慮する。

ア 工場移転優先地区内にあり、都市再開発の障害となっている工場

イ 移転によらなければ解決しえない公害問題をなやまして、市民の生活環境に悪影響を及ぼしている工場(要移転公害工場)

ウ 公共事業が予定されている地区に存在し、将来移転が必要となる工場

2
4 分譲方針及び選考基準

(1) 募集

ア 募集方法 一般公開募集とする。

イ 対象用地

金沢工業団地(金沢地先埋立地都市再開発用地
3号地)

企業用地 ~~1,250,000~~ m²
1150,000

※後 西武ゴルフ場より移転予定
あり、1150,000 m²に訂正

本来の企業用地1,483,000m²から次のものを除いた面積が募集対象となる。

< 募集対象外用地 >

357号代替地(西武自動車学校)	23,100m ²
" (日本発条(株))	125,400"
" (西武ゴルフ場)	82,500"
ヘリポート用地(県警, 市消防局)	10,000"
ガソリンスタンド等	5
工場センター	1,650"
工場センター	42,000"
付帯施設(下水道敷, 追加道路, 緑道)	14,454"
公共施設(防火水槽, バス車庫等)	7,592"
利便施設(ガスガバナー, 変電所)	840"

計 ~~225,036~~ m²
312,536

西武杉田ゴルフ練習場については、国道357号線用地に当たっておりますが、現在用地確保の要望は出ておりません。しかし、今後の状況によっては用地確保の必要が生ずるものと思われれます。

企業用地	1,483,000m ²
- 募集対象外用地	225,036 " 312,536
- 調整	7,964 " 20,464
計	1,250,000 m ² 1150,000

ウ 募集時期

昭和54年8月20日(金) ~ 9月19日(木)

※後 9月20日(金) ~ 10月19日(木)に変更

エ 応募資格

次の(ア)から(イ)のすべてに該当するものとする。

(ア) 次の(イ)いずれかの業種に該当すること

- a. 製造業 (製材業, 造作材及び建築用材製造業, 梱包材製造業, 合板業等製材加工業を除く。)
- b. 建設業
- c. サービス業 (自動車整備業, その他の修理業, 産業用機械器具貸貸業, 洗たく業, 清掃業 (産業廃棄物処理業等), 写真業等その他これら

(に類するもの)

d 再生資源販売業

e 梱包業

ナ 流通加工業 (本市が特に移転を必要と認め

るもの、及び保管施設を移転させるもの)

(イ) 市内に事業所を有し事業を営んでいる企業で

その事業所を移転させるもの

(ウ) 事業所の移転及び経営に必要な資力を有するもの

の

(エ) 市税等を完納しているもの

その他特に本市が必要と認めるものは、この限りではない。

オ 分譲の相手

(ア) 事業協同組合等の団体

(イ) 個別企業

ただし、個別企業で分譲を受ける場合は、私道の負担、緑地の共同化、建屋の統一化等に関して団地の共同性を阻害しない条件等を受容させる。

カ 最大申込面積

(ア) 事業協同組合等の団体で進出する場合、その構成員の申込面積は、原則として200㎡以上とする。

(イ) 個別企業で進出を希望する場合は、1企業あたり500㎡以上とする。

ただし、数企業が共有で申込みの場合は、600㎡以上とする。

(2) 選考

進出企業の選考は公正を期するため、次により行う。

ア 選考機関

「横浜市金沢埋立地内工業団地移転事業所選考審議会」を設置し、審査のうち選考する。

<構成>

(ア) 学識経験のあるもの

(イ) 市会議員

(ウ) 市職員

イ 選考基準

(ア) 都市再開発及び都市環境の改善に役立つもの

(イ) 道路、下水道等の公共事業のための移転を必要とするもの。

(ウ) 公害のため移転が必要なもの

(エ) 保育所・公園・消防施設等の生活環境施設整備のため跡地を効果的に利用できるもの

(オ) 集団化・共同化等を積極的に推進し、本市中山企業構造の高度化に寄与するもの

(カ) 企業環境の優れた工業団地の造成に必要であるとともに本市工業の振興に寄与するもの

(キ) その他のもので、特に本市が移転を必要と認められるもの

(ク) 以上の基準の()すれがに該当するもので、移転に必要な資力を有するもの

ウ 内定

選考審議会にお()合格した企業に対しては、跡地の買収・利用規制、建屋等に関する条件を付して内定を通知する。

この条件を受け入れな()場合は、内定を取消す。

エ 決定(分譲契約の締結)

契約は、選考審議会が決定した後、事業協同組合等の団体及び個別企業と締結する。

オ 分譲面積

分譲面積は、移転対象施設の床面積または敷地面積を勘案し、妥当と認められる範囲で決定する。

(3) 分譲の条件

ア 分譲価格

1㎡当り 55,400 円(3.3㎡当り

183,100 円)とする。(市長決裁まで部外秘)

イ 工地代金等の支払方法

(ア) 契約保証金

- ・契約金額の10%とする
- ・契約保証金は最終延納代金に充当する。
- ・納入時期は分譲契約締結時とする。
- ・契約保証金には利息を付さな()。

(イ) 工地代金

- ・一括払(), 又は5年向元金均等分割払(年4回)とする。
- ・分割払()の場合は, 残金に次のとおり延納利息を付ける。

利率 (%)	適用企業
7.5	下記各企業に該当しな()一般企業
6.0	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市再開発等本市の事業目的にそって進出する企業 ② 埋立地への立地に際して集団化計画に積極的に参加する企業 ③ 市の計画に応じて進出する企業
4.5	上記6.0%の利率適用企業のうちの中()企業

中()企業とは, 業種にかかわらず資本金1億円以下の企業を()う。ただし, 資本金が5億円以下の企業のうち 選考審議会にお()て特に認められたものにつ()ては, 中()企業の基準(4.5%)を適用する。

ウ 所有権の移転及び土地の引渡し時期

- ・土地の所有権は、契約保証金及び1回延納代金を納入した日の翌日に移転する。
- ・土地の引渡しは、所有権の移転後別途定める日に現地で行なう。

エ 用途指定及び操業開始等の義務

土地の所有権移転後5年以内に契約に定める使用目的及び事業計画に定める用途に供し、かつ6年以内に移転を完了する。

オ 譲渡等の制限

土地の所有権移転後10年間は、本市が承認した場合を除き、契約に定める指定用途以外に使用し、又は土地・建物を第三者に譲渡し、もしくは使用させてはならない。

カ 買戻し特約

契約に基づく義務を履行しない場合は、分譲地を無条件で買戻すことができるものとする。

買戻し特約の期間は、~~所有権移転後~~10年間
分譲契約締結後

とする。

キ 跡地の買収及び利用規制

(ア) 跡地の買収

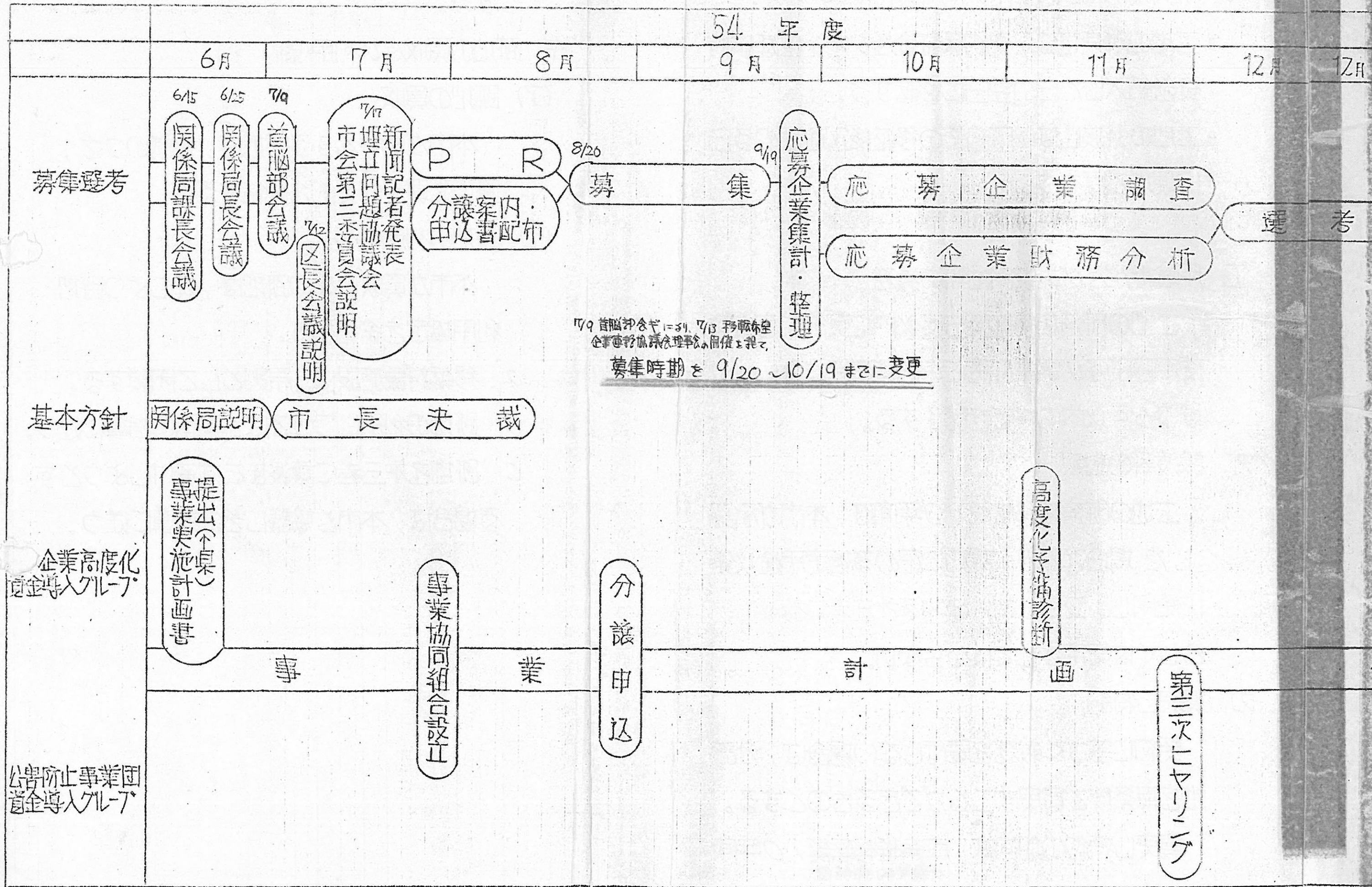
本市が必要とする跡地は、協議のうえ、跡地売買予約契約を締結する。

(イ) 跡地の利用規制

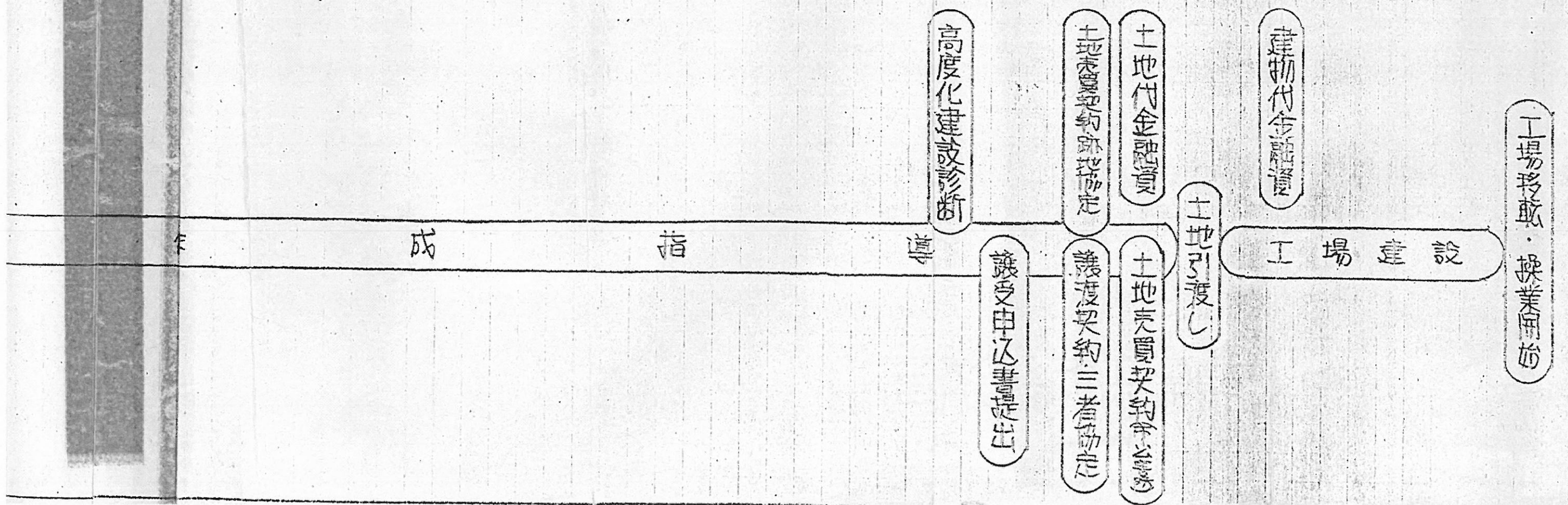
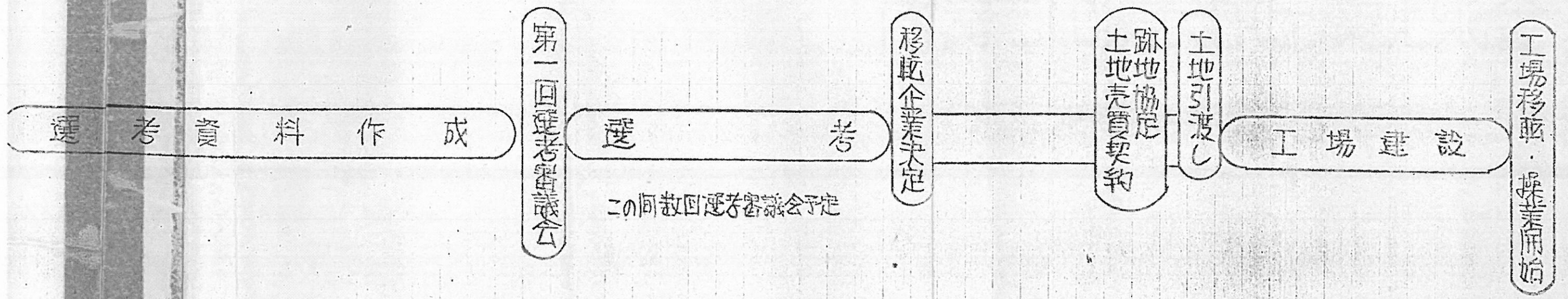
本市が買収しない跡地は、次による跡地利用協定を締結する。

- 移転対象施設は、原則として内鎖する。
- 跡地の利用については、本市の指導に従う。
- 跡地を第三者に譲渡または貸付しようとする場合は、本市と協議しその指導に従う。

5 金沢工業園地（金沢地先埋立地都市再開発用地3号地）スケジュール



54年度					55年度			56年度		
12月	12月	1月	2月	3月	6月	9月	12月	6月	9月	12月



作成指導

金沢工業団地分譲のご案内

(金沢地先埋立地都市再開発用地3号地)

横浜市経済局

はじめに

横浜市では、人口の増加と産業の発展が無秩序に市街化をもたらし、都心部において商住工が混在し、都市機能をますます低下させています。

また、交通障害等により生活環境の悪化を招き企業能率も低下している状況の下でこれらを解消するため、現在、金沢地先に工業団地を造成しております。

これは、市内に散在している企業の方々に移転していただき、跡地を有効に利用して都市再生または都市環境の改善を目指すとともに、中小企業の方々には、移転を契機に集団化・共同化等による体質改善を図っていただくことを目的としております。

この用地は、横浜市の南部に位置し、横浜港・根岸湾臨海工業地帯と隣接しており、また幹線道路が将来東京湾環状道路として整備される予定であり、企業環境の恵まれたところとす。

このたび、工業団地の土地造成工事が完成の見込みになりましたので、進出企業の募集を行ないます。

そこで、この分譲のご案内をよくご覧のうえ、ご応募下さいますようお願いいたします。

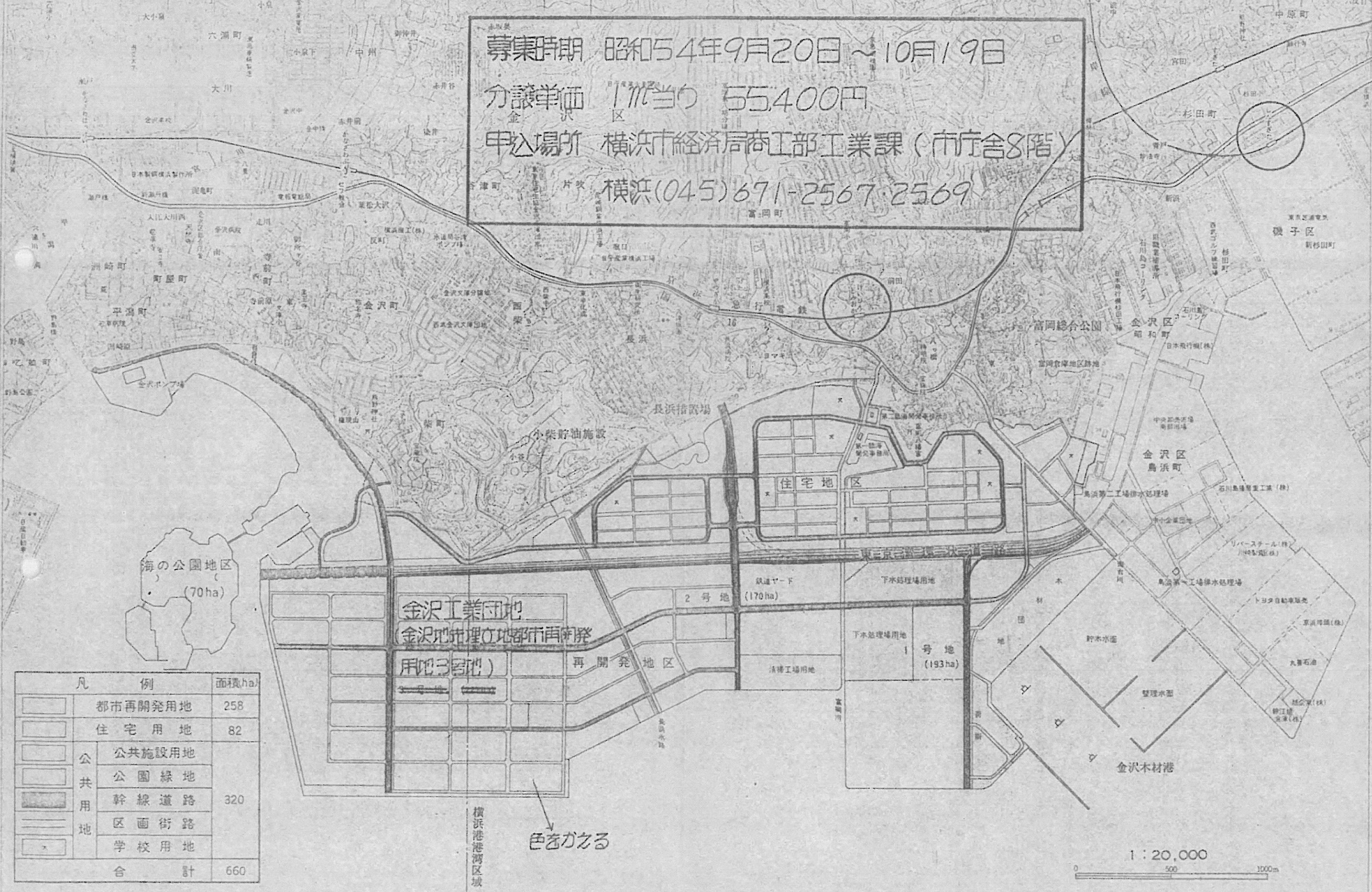
目 次

- 1 金沢地先埋立地工地利用計画図
- 2 金沢工業団地の概要
- 3 分譲価格
- 4 応募資格
- 5 分譲する相手
- 6 最大申込面積
- 7 申込手続
- 8 選考及び分譲の決定
- 9 分譲条件
- 10 進出するための条件
- 11 助成措置
- 12 金沢工業団地移転希望企業組織化状況

金沢地先埋立土地利用計画図

金沢地先埋立土地利用計画図

募集時期 昭和54年9月20日～10月19日
 分譲単価 1㎡当り 55,400円
 申込場所 横浜市経済局商工部工業課(市庁舎8階)
 横浜(045)671-2567・2569



海の公園地区
(70ha)

金沢工業団地
(金沢地先埋立都市再開発
用地3号地)

再開発地区

2号地 (170ha)

下水処理場用地

1号地 (193ha)

清掃工場用地

金沢木材港

凡 例		面積(ha)
都市再開発用地		258
住宅用地		82
公共 用地	公共施設用地	320
	公園緑地	
	幹線道路	
	区画街路	
学校用地		
合 計		660

横浜港港湾区域
色をかえる

1 : 20,000
0 500 1000m

2 金沢工業団地の概要

(1) 所在地

横浜市金沢区福浦

(2) 地質

海底土砂を浚渫し埋立てたうえに良質の山砂で被覆してあります。

(3) 面積

分譲面積 約1,150,000[㎡]

(4) 完成時期

昭和55年度から昭和56年度

(5) 交通

工業団地への交通は、当面国電新杉田駅からバスの運行を予定して(い)ます。

なお、将来、通勤輸送対策として新交通システムを導入を予定してあります。

(6) 道路

ア 幹線道路

幅員 約55 m (歩道を含む)

(国道357号線, 横浜川田原線と接続する予定)

イ 団地内幹線道路

幅員 約36及び22 m (歩道を含む)

ウ 区画道路

幅員 約12 m (歩道を含む)

(7) 水道

埋立地全体で10万^{m³}の給水が可能であり、

団地内の需要には、十分対応できる見込みです。

(8) 下水道

一般汚水と雨水の2系統分流方式により金沢

下水処理場で終末処理されます。

(9) 電話・電力・ガス

団地内の需要には、それぞれ十分対応できる見込みです。

(10) サービス施設

従業員の福利厚生，経営情報の提供等各種企業サービス及び団地環境の保全など団地全体の機能を効果的に活動させるため，進出企業の参加を得て「工場センター」の建設を予定して()ます。

(11) 住 宅

団地に隣接する住宅地区に日本住宅公団などの住宅が建設されます。

この住宅に入居を希望する従業員の方には，8割の優先枠を確保します。

(12) 水際線

水際線の利用は，ございません。

(13) 付帯施設の負担区分

区分	土地代金に含まれるもの	企業負担
道路	区画道路(公道)まで	区画内に道路を建設する場合
上水道	区画道路(公道)までの配水枝管布設	区画道路からの引込み及び加入金
下水道	区画道路までの本管の布設工事費と企業用地までの取付管(約25m毎)の布設	左記以外の管(宅内管)
ガス	区画道路までの本支管の布設	区画道路の本支管からの引込み(供給管内管)
電気		東京電力(株)電力供給規程による
電話		日本電信電話公社の取扱規程による

3 分譲価格

1 m²当り 55,400円

(1坪当り 183,100円)

4 応募資格

次の(1)から(4)のすべてに該当するものが対象となります。

(1) 次のいずれかの業種に該当するもの

ア 製造業 (製材業, 造作材及び建築用材製造業, 梱包材製造業, 合板業等製材加工業を除く)

イ 建設業

ウ サービス業 (自動車整備業, その他の修理業, 産業用機械器具賃貸業, 洗たく業, 清掃業 (産業廃棄物処理業等), 写真業等その他これらに類するもの)

エ 再生資源卸売業

オ 梱包業

カ 流通加工業 (流通過程で単純加工, 組立加工, 切断加工及び分荷作業等を行うもの)

キ その他の業種（本市が特に移転を必要と認めるもの及び保管施設を移転させるもの）

- (2) 市内に事業所を有し事業を営んでいる企業で、その事業所を移転させるもの
- (3) 事業所の移転及び経営に必要な資力を有するもの
- (4) 市税等を完納しているもの

ただし、特に本市が必要と認めるものは、この限りではありません。

5 分譲する相手

- (1) 事業協同組合等の団体
- (2) 個別企業

ただし、個別企業で分譲を受ける場合は、

緑地の共同化、建屋の統一化等に関して団地の共同性を阻害しない条件等に従っていただきます。

また、標準区画面積が約33,000 m^2 でありますので、私道負担をお願いする場合があります。

6 最小申込面積

- (1) 事業協同組合等の団体で進出する場合、その構成員の申込面積は、原則として200 m^2 以上とします。
- (2) 個別企業で進出を希望する場合は、1企業当たり500 m^2 以上とします。
ただし、数企業が共有で申込む場合は、600 m^2 以上とします。

7 申込手続

(1) 申込期間

昭和54年9月20日(木)～10月19日(金)

(2) 申込受付時間

平日 午前9時00分～午後5時00分

土曜日 午前9時00分～午後12時45分

(3) 申込場所

横浜市中区港町1-1(市庁舎8階) 国雷案内駅
南口下車

横浜市経済局商工部工業課

電話 横浜(045)671-2567, 2569

(4) 申込方法

次の書類を揃えて直接ご持参下さい。なお、郵送による申込みは受付できません。

<提出書類>

ア 金沢工業団地分譲申込書

イ 決算関係書類3ヶ年分

(ア) 貸借対照表

(注) 借入金は長期短期の区別がなされていること

(イ) 損益計算書

(注) 役員報酬、経費明細の表示がなされていること

(ウ) 製造原価報告書、ただし、建設業の場合は

工事原価報告書

(注) 製造経費明細の表示がなされていること

(エ) 従業員数調査票

フ 定款及び役員名簿(法人のみ)

ク 会社経歴書(会社案内等のパンフレットがあれば、添付して下さい。)

ケ 法人登記簿謄本(法人のみ)

コ 住民票(個人企業のみ)

ク 許認可事業を行っている場合は、許可書または認可書の写し

<ご注意>

ア 記入にあたっては、黒または青のペロ、ボールペンで記入して下さい。

イ 後日、進出計画書、納税証明書及びその他必要書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

ウ 提出する書類がたくさんありますので、確認の上ご持参下さい。

エ 提出された書類は、一切お返しいたしません。

8 選考及び分譲の決定

(1) 選考

進出企業の選考は、「横浜市金沢埋立地内移転事業所選考審議会」で都市再開発、公害防止、本市中小企業の体質改善等への効果を勘案して公正に行ないます。

なお、審査の段階で現地調査等を行ないますので、その際はご協力下さい。

(2) 分譲の決定

選考の結果は、分譲申込企業あてにご通知いたします。その際、跡地の利用・公害防止対策等に関し、本市の進出条件を提示いたしますので、これを受け容れた場合に分譲を決定いたします。

(3) 分譲面積

分譲面積は、移転対象施設の床面積または敷地面積を勘案し、妥当と認められる範囲で決定いたします。

9 分譲条件

(1) 事業協同組合等の団体の場合

基本的には、(2)の個別企業の場合と同様ですが、利用する融資制度により分譲条件が若干異なっておりますので、詳細についてはご相談下さい。

ア 移転に利用できる融資制度

この工業団地への移転を契機として、中小企業の皆様がお互いに手を携えて共同の力で企業の近代化を進めようとする方、あるいは現在公害で困っている方達が共同で公害防止に取りくもうとするグループなどは、次のような政府系の長期・低利な資金融資や建設譲渡事業の対象となります。

(ア) 中小企業高度化資金

この制度は、企業が事業協同組合などを結成し、その事業協同組合などが事業主体となり高度化事業を行なう場合に、原則として県から融資を受けられる制度となっております。

昭和54年9月現在

事業名	貸付の相手方	対象施設	金利(年利)	償還期間(据置)	貸付限度	備考
工場等集 団化事業	事業協 同組合 等	土地 建物 構築物	2.7%	15年 以内 (3年以内)	65%	参加企業数 20以上
工場共同 利用事業 (工場アパート)	同上	同上	2.7%	15年 以内 (2年以内)	90%	参加企業数5以 上 従業員規模20 人以下

(イ) 公害防止事業団の建設譲渡事業

この譲渡事業は、事業団が企業の委託を受け、土地を取得造成し、あるいはその造成地に建物を建築し、これらを企業が結成した事業協同組合などに長期分譲するものであります。

昭和54年9月現在

建設施設	譲渡の相手方	頭金	支払期間	据置期間	利率(年利)
共同利用 工場 (工場アパート)	中小企業	5%	20年以内	2年以内	6.00%
	大企業	10%			6.85%

(2) 個別企業の場合

ア 土地代金の納入

土地代金の納入は、次の() ずれかの方法によります。

(ア) 一括払() 全額を一時に納入

(イ) 分割払() 5年向20回元金均等分割払()
(年4回払())

なお、延払() 残金には一定の基準により年4.5または6.0%の利息が付きます。

イ 契約保証金

土地売買契約締結の際、契約金額の10%を納入していただきます。

なお、契約保証金に利息は付きません。

ウ 所有権の移転及び土地の引渡し

。所有権の移転は、契約保証金並びに1回延納代金を納入したのちに行ないます。

。土地の引渡しは、所有権の移転後別途定める日に現地で行ないます。

エ 譲渡等の制限

契約締結後10年間は、本市が承認した場合を除き契約に定める使用目的の変更、もしくは土地建物の第三者への譲渡・貸付を禁止します。

オ 用途及び操業開始等の義務

契約に定める使用目的に従って土地の引渡し後5年以内に操業を開始し、6年以内に移転を完了していただきます。

カ 買戻し特約

契約に基づく義務を履行しない場合、本市が分譲した土地を買戻すことができる買戻し特約を契約締結の日から10年向設定します。

キ 跡地の買収及び利用規制

(ア) 本市が必要とする跡地は、協議のうえ、跡地売買予約契約を締結していただきます。

なお、本市への売渡価格は、売渡し時における不動産鑑定等の評価による適正な価格が基準となります。

(イ) 本市が買収した(跡地は、おおむね次の内容により跡地利用協定を締結して()いただきます。

a 移転対象施設は、原則として閉鎖する。

b 跡地の利用については、本市の指導に従う。

c 跡地を第三者に譲渡または貸付しようとする場合は、本市と協議し、その指導に従う。

10 進出するための条件

(1) 建築等に関する条件

用途地域	工業地域
・建ぺ()率	60%
・容積率	200%
・高さ制限	31 m

(2) 住宅

工業団地内では住宅は禁止します。

ただし、宿直室・仮眠所等保安及び緊急時に必要な最小限の宿舍等は認めます。

(3) 緑化

施設の建設に際しては、本市の基準により敷地内を緑化して()いただきます。

・敷地面積1,000 m²以上は、13%以上

・敷地面積1,000 m²未満は、10%以上

(4) 公害防止対策

工業団地内での工場等の操業に伴なう騒音，振動，汚水，廃液，煤煙，粉塵，悪臭等による公害防止については，関係法令等の定めるところにより防除措置を講じていただきます。

ア 建屋構造

作業場建屋構造は，鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造り，または鉄骨スレート造りにしていただきます。

〈作業場建屋構造の最低基準〉

(ア) 主要構造 鉄骨スレート造り

(イ) 外 壁 石綿スレート(厚6mm以上)
下地木をセメント板(厚15mm以上)

(ウ) 屋 根 石綿スレート(厚6mm以上)

(エ) 窓 鋼製建具

イ 工業用熱源

工業用熱源は，電気またはガスに限られ，重油または灯油の使用は，禁止します。

ウ 屋外作業

屋外での作業は，原則として禁止します。

エ 工場排水の共同前処理

工場から発生する排水のうち染色・捺染排水，酸・アルカリ排水，メッキ排水については，企業負担により本市で共同前処理施設を設置して処理します。

ただし，その工場排水については，水量，水質，使用薬品等の制約及び量水計の設置義務等があります。

なお，建設費については，企業負担を軽減するため30年の分割払(イ)とし，これにかかると子を本市で負担します。

11 助成措置

(1) 市税の減免

本市と土地売買契約・跡地利用協定を締結したものは、固定資産税・特別土地保有税・事業所税を次の条件で免除します。

市税	対象となるもの	免除される期間	免税点
固定資産税	埋立地の土地	新たにかかる年度から3年度分	評価額が15万円未満
特別土地保有税	取得した埋立地の土地(取得分)	埋立地の土地を取得したときにかかるもの	2,000 m ² 未満
	埋立地の土地(保有分)	新たにかかる年度から5年度分	〃
事業所税	埋立地に事業所等の建物を新築又は増築した床面積(新增分)	埋立地の土地を取得してから5年以内に完了するもの	床面積が2,000 m ² 未満
	埋立地に事業所等を建築して事業を行う床面積(資産割分)	埋立地の土地を取得してから5年以内に事業を開始してから3年間	床面積が1,000 m ² 以下

(2) その他

事業協同組合等の団体で進出する場合は、私道・緑地の整備、共同施設等の助成があります。

12 金沢工業団地移転希望企業組織化状況

融資制度		業種	組 織 名
高度化資金	工場等集団化	化 学	横浜化学工業団地(協) ---- 仮称
		機械・金属 輸送機	金沢機械金属組合設立準備会
		電機・精機	横浜電機精機工業団地(協) ---- 仮称
	工場共済利用	機械・金属	金沢工業団地工場アパート連絡会
		食 料 品	横浜食品団地(協) --- 仮称
公害防止事業団の建設譲渡事業	繊維・染料	横浜ニューファッション(協) --- 仮称	
	紙製品・印刷	横浜印刷紙器団地(協) ---- 仮称	
	鉄鋼・金属	横浜金属団地(協) ---- 仮称	
	機 械	横浜機械工業団地(協) ---- 仮称	
	プラスチック	横浜プラスチック団地(協) ---- 仮称	
	メ ッ キ	横浜市メッキ業金沢地先進出協議会	
	木材・建設	(協)横浜市建設センター	
	再生資源卸	横浜市金沢埋立地進出再資源組合準備会	
	自動車解体	神奈川県自動車部品解体事業協同組合	
	機械・金属 輸送機	横浜金沢工業協同組合	

金沢工業団地

(金沢地処理立地都市再開発用地3号地) 分譲申込書

※

整理番号	受付者	給加入希望
------	-----	-------

横浜市長 細 郷 道 一 殿

昭和 年 月 日

本社所在地 電話

企業名 印

代表者氏名

資本金 千円

設立年月日 明 大 昭 年 月 日

本社が市外の場合
の市内事業所の所
在地

金沢工業団地の分譲を受けた()の()で、関係書類を添えて申込みます。

1 分譲申込面積 m² (坪)

2 分譲申込理由

3 添付書類

(1) 決算関係書類3ヶ年分

。 貸借対照表 (注)借入金は、長期・短期の区別がなされていること。

。 損益計算書 (注)役員報酬、経費明細の表示がなされていること。

。 製造原価報告書、ただし、建設業の場合は工事原価報告書
(注)製造経費明細の表示がなされていること。

。 従業員数調査票

(2) 定款及び役員名簿(法人のみ)

(3) 会社経歴書(会社案内等のパンフレットがあれば、添付して下さい。)

(4) 法人登記簿謄本(法人のみ)

(5) 住民票(個人企業のみ)

(6) 許認可事業を行っている場合は、許可書または認可書の写し

※

会社コード	プロジェクトコード	業種コード
-------	-----------	-------

担当者の役職氏名	電話
----------	----

企 業 の 概 要

- 1 業 種 (1) 製造業 () (2) 建設業 ()
 (3) サービス業 () (4) 再生資源卸売業 ()
 (5) 梱包業 (6) 流通加工業 () (7) その他 ()

(原材料搬入がら搬出までをブロック線図で記載)

3 年 度 別	年 度	売上高 (千円)	税引後利益 (千円)	4 主要製品(加工)及び売上割合	
				製品名	割合 %
昭和	年度				%
昭和	年度				%
昭和	年度				%
				計	%

5 生産形態 及び割合	製造 (%)	[自家 (%)]		[外注 (%)]		流通経路及び割合
		自家 (%)	外注 (%)	自家 (%)	外注 (%)	
加工 (%)						親工場 (%)
受注生産						原料向屋 (%)
見込生産						原料生産者 (%)
						生産委託者 (%)
						消費 者 (%)
						小 売 店 (%)
						代 理 店 (%)
						卸 商 (%)
						親 工 場 (%)
						大口需要家 (%)
						輸 出 (%)

7 主要取引 先(受注 先)	企業名	所在地	製品名	年 向 取 引 高 (千円)	取 引 割 合 (%)	取 引 年 数 (年)

8 従業員数	区分	常用従業員				日 雇 臨時工	計			
		常勤役員	事務員	販売員	技術員			工員	その他	小計
	男									
	女									
	計									

12 役員の経歴		役職	氏名	年令	在職年数	担当業務	経営者との関係	他の団体会社等の役員兼務	前歴
13 主要株主		氏名(会社名)	住所	持株割合 (%)	14 現在加入しつゝる団体名	加入年月			

金沢工業団地における計画概要

1 施設建設 時期	工事着工予定	昭和 年 月	操業開始予定	昭和 年 月		
	工事完了予定	昭和 年 月	移転完了予定	昭和 年 月		
2 建設計画	施設名	構造	建築面積 (m ²)	建築延面積 (m ²)	備考	
3 資金計画	投資計画 (千円)		資金調達計画 (千円)			
	土地	@ 55,400 m ² × m ²	自己資金	積立金の欠付と増資		
	建物	工場, 事務所, 倉庫等 @ m ² × m ²	跡地売却	売却予定単価 @ m ² × m ²		
	機械設備	機械, 什器備品等	借入金			
	公害防止設備		その他			
	その他	緑化, 移転費等				
	計		計			
	借入金		融資機関	金額 (千円)	利率 (%)	返済期間 (年)
						備考
4 予定従業員数等	予定従業員数 (人)	住宅入居希望戸数 (戸)	操業予定時間			
	男 女 計	分譲 賃貸	午前・後 時 分 ~ 時 分	午前・後 時 分 ~ 時 分		
5 水道・ガス・電力等の使用量 (1ヶ月当り)	水道 (m ³)	都市ガス (m ³)	電力 (KWH)	更替回数希望数		
				6 バス利用予定者数 (人)		
7 自動車保有台数	自社の自動車		外注 計			
	乗用車・トラック 4台未満・トラック 4台以上・トラック	その他				
8 鉄道(貨物)利用	現在の台数					
	金沢への 予定台数					
	(1) 希望あり (2) 希望なし	品目	輸送量 (t/月)			

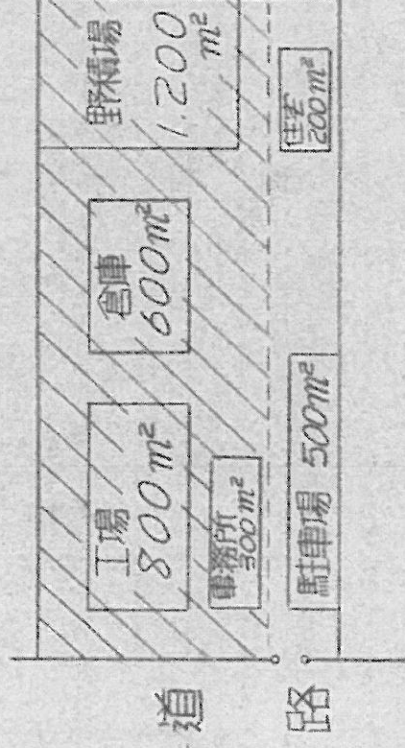
現在の土地の所有区分図

移転に伴なう床面積		m ²		平面図	交通経路	下車	分
内訳	自己所有地	m ²					
	借地	m ²					
隣接不動産	東	西					
	南	北					
記入例							

移転に伴なう工場等の床積計画図

平面図

記入例



- 1 移転に伴なう床積することになる土地には必ず赤点線
で表示して下さい。
- 2 土地の使用区分(工場, 事務所等)は, 詳細に記入して
下さい。
- 3 所有区分図には, 所有別の面積が計算できるよつ記入し
て下さい。
- 4 この区画は, 分譲の重要資料となりますので正確に記入
して下さい。

従業員数調査表

	前々々期		前々々期		前々々期	
	年	月～月(期)	年	月～月(期)	年	月～月(期)
	常勤役員	非常勤従業員	常勤役員	非常勤従業員	常勤役員	非常勤従業員
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
合計		(H)		(H)		(H)

- (注) 1. 人数は各月末の在員数を記入してください。
 2. 合計欄 各決算期の月耗員数の合計で、その年度の延べ人数になります。
 3. 非常勤従業員とは10-192-、季節工、アルバイト等 臨時に雇用している従業員で 労務費(雑給を含む)の支払対象者をいいます。
 4. 非常勤従業員のみ合計欄の()内に1人当り10平均の労働時間を記入してください。

年 月 日	名称	番号	承認印
年 月 日		作者	作成 年月日
年 月 日	備考		頁

記入上の注意

1 ※印のあるところは、記入しないで下さ()。

記入の方法

P1 2 分譲申込理由 出来るだけ詳しく記入して下さい()。

P2 1 業 種 該当する業種に○印を付け、()内にその内容を簡単に記入して下さい()。

2 作業工程 (例) 材料 — 切断 — プラス — 機械加工 —
組立 — 検査

3 年向売上高 別途提出する決算報告書3ヶ月分のものを記入して下さい()。

4 主要製品及び売上割合

5 生産形態及び割合

6 流通経路及び割合

最新の決算期のものを記入して下さい()。

7 主要取引先

取引高の大きいものを記入して下さい()。

8 従業員数

最新の決算期のものを記入して下さい()。

P3 10 事業所の状況

現在ある事業所すべてを記入して下さい()。

— 土地面積は、上段に総面積を記入し下段に自己所有・

借地の各々の面積を記入して下さい()。

移転形態は、該当するところに○印をして下さい()。

11 跡地利用

自己所有の自己使用の欄は、具体的な使用方法(例:

事務所、倉庫、住宅)を記入して下さい()。

10 事業所の状況のNo.(1)と11跡地利用のNo.(1)は、同一事業所の内容を記入するようになっておきますので、各番号とも同様に記入して下さい()。

— 会社の役員等が土地を所有して()る場合は、自己所有の欄に記入し、所有者名を明示して下さい()。

P4 13 主要株主 持株割合の多(右)のかが記入して下さ()。

P5 2 建設計画 金沢工業団地に進出した場合、現在予定して()る施設を記入して下さ()。

3 資金計画 投資計画の建物の建築単価につ()ては、各企業で試算したものを記入して下さ()。

金沢工業団地関係局長会議 議事録		〈質疑〉
日 時	昭和54年6月25日(月) 午後2時40分~4時30分	(道) 道路の整備に関して、「及び高速湾岸線」の部分は、おおよその事柄で済ませていただく。また「植波-小田原線」の整備を促進し、交通の円滑を図る」の部分は「の整備を促進する。」にしてほしい。
場 所	市庁舎2階貴賓室	
出席者	企画調整局長(代理同企画部長) 財政局長 公害対策局長 環境事業局長(代理同施設部長) 他1名 緑政局長 都市整備局長 道路局長 下水道局長 同管理部長 同建設部長 港湾局長 同南港部長 建築局長 金沢区長 消防局長 水道局長 交通局長 同自動車部長 経済局長 同商工部長 同工業課長 同副主幹 他	(経) 了解した。 (建) 建築関係の諸手続は従来どおりか? また都市計画決定を要する産廃処理施設の設置について、どの程度前向きに進んでいるのか? (経) 手続については従来どおりとした。産廃処理施設の件については、小規模なもの及びどのような配慮してほしいか、法律にそった形で行ったので、今しばらく調整の時間をもらいたい。 (環) 関係局との了解をとって進めたい。 (金) 旧工場センター用地水際線側の緑地の扱いはどうするのか? 緑地帯にはおさびりにしてほしい。 (経) この緑地については水際線に沿ってとる考えか、後にとる考えか、あり、港湾局で現在検討中である。
議 題	(1) 金沢工業団地建設にかかる基本方針について (2) 金沢工業団地の分譲について	(金) 募集対象外用地としてガソリンスタンドが入っているか、これは工場センター内に設けたいのか?
議 事	関口経済局長より挨拶・会議趣旨説明の後、岡本工業課長より資料による説明がなされ、以後質疑に入る。	(経) 当初は収益性がよいというところ、工場センター内に考えていたが、現在ではサービス施設であるという考えで民間を予定している。既に2号地では1号地をアジア石油に任せるとなっており、3号地ではその所ほど必要に思われるが、1号地は日本石油を考へている。それより足りない場合は工場センター内に設置す

ることとする。対象外用地としてある1650㎡は1カ所分の面積である。(建) 所有権移転後10年を過ぎると規制がきかなくなるが、工業団地内に住宅がはりつかないようにしてほしい。

(金) 埋立地全体の計画に同連するか、住宅が3万人分はつこととあり、公共用地をできるだけ確保してほしい。

(都) 工業団地内を工業・工業地域に分けられるのか?

(港) 趣旨はわかるし努力したいが、必ずしも思い通りにはいかない。

(港) 工業地域にするサービス業等の取扱いの問題となり、分けるのは難しい。

(消) ヘリポート用地は興警のもの併用は難しいので、最低15,000㎡を確保してほしい。また消防局の総合出張所用地の確保を既にお願しているが、もし柴漁港の代替地があるならば、漁港に接して1500㎡程確保してほしい。

(経) 10年後の担保はほしいので、どういった形で担保をはめようか検討してきたい。

(港) 出張所の件についてはヘリポート用地と関連して考えている。柴漁港の代替地はあるかとあえず残るだろう。消防局と話を詰めた。

(下) 共同前処理関係企業については、10年間の買戻し特約だけでは将来的にも同一目的の用地として確保することは難しいが、一般とは別個に考えているのか?

(経) 別に考えている。

(水) 「上水道より1日10万㎡給水する」とあるが、この数字は工業団地だけではなく、埋立地全体を含めた数字である。

(道) 道路問題を解決しないと話が先に進まない。特に国道357号線の横須賀方面の接続については、野島問題を絡んでいるので、上局とつめてほしい。

(経) 工業用水が入らないという意味を含んでいる。(数字の趣旨は了解)

(下) 共同前処理施設の設置について、基本方針の部分で、企業負担によることを明記してほしい。

(交) 野島問題については、30年未の懸案であるが、'領土問題'でもあり、議会との関係もあって、詰めの段階までいったのだが、最終的には決まっていらない。これは最終的に市長が判断しなければ解決できない問題である。

(経) 了解した。

(建) 譲渡等の制限に関して「指定用途以外の使用禁止」とは用途地域を意味するのか、趣旨を明確にほしい。

(経) 道路問題は大きな問題なので、市長にもちあげる前に関係局長間で調整したい。募集については、予定通り進めた。

(経) 用途地域指定の意味ではなく、事業計画に定める用途という意味である。

金沢埋立地の懸案事項と当面する問題について

金沢埋立地の当面の問題

金沢工業団地3号地の募集については、主として (1) 企業債償還計画, (2) 企業会計 (収支計画), (3) 対外的公約, (4) 企業との関係, (5) 公的移転融資等の事由で本年8月に実施する必要がある

金沢埋立地に関する懸案事項と問題点は以下のとおりである

	項 目	事業主体	計 画	問 題 点	備 考
道路問題 (アクセス)	① 357号線 〔北部方面 八幡橋接続 横須賀方面 延伸〕	国 (建設省)	55.56.57年度で 新杉田取付まで 用地買収予定 計 画 中	西武ゴルフ・西武自動車学校の 立退と代替地 日立バブコック・NHK(日発) 工場の立退が必要。移転 後の跡地利用。 野島問題の解決が前提。	3号地内に代替用地を 確保する方針 現在、道路局で計画案 を策定中
	② バイパス道路 (野島関連運) (河道路)	港湾局	56年度内完成 予定	地元要望と調整 新交通ルートとのからみ 平潟湾の水理問題調整 国道16号、357号のバイパス的 機能を果たすため通過交通が 流入	現行計画では幅員15mであ るが新交通を入れるため には28.5mの幅員が必要。 平潟湾には、県管理の河川 も流入しており、県と調整中

	項 目	事業主体	計 画	問 題 点	備 考
	③ 横浜小田原線	?	55年度に計画 決定の予定	事業主体の検討 環境問題 (アセスメント)	
売却残問題	3号地	港湾局	登録希望面積 ----100HA 移転用地 ----115HA	売却が進まない。埋立企 業会計の収支が悪化し 埋立事業計画が遅れる	
海の公園	海の公園	港湾局	56年度完成 予定	完成時期が遅れる可能 性がある 施設計画がない 3号地の売却が遅れると 一般会計へ依存する恐れ がある	

主な懸案事項は以上のとおりであるが当面解決しなければならない問題は

- (1) 357号線(国直轄事業)の北部方面の暫定取付事業。(新杉田付近整備事業)
- (2) バイパス道路(野島関連運河道路)の建設の促進
- (3) 1号地売却残の売却処分促進と3号地の公募拡大と誘致策の全局的取り組み
- (4) 海の公園の施設計画を具体化すること

今後の方向としては

- (1) 経済局は募集条件の中で、国道357線の横須賀延伸、バイパス道路の整備等について、その可能性が薄いということを応募企業に周知徹底させる
- (2) 357号線の延伸は、バイパス道路建設の条件にもなっているので積極的に推進する
- (3) 港湾局としてもバイパス道路の建設に努める

金沢地先埋立地（3号地）の応募資格に関する
取扱基準

3号地の応募資格については、次の1から4のすべてに該当する
企業を対象とする。

1 次のいずれかの業種に該当すること。

(1) 製造業（1号地の対象業種である製材加工業等を除くもの
とする。）

ア 1号地該当業種 ----- 製材業，造作材及び建築用材製造
業，梱包材製造業，合板業等

(2) 建設業（総合工事業，職別工事業，設備工事業）

ア 資材置場のみを移転させるものは，次の条件を満たす場合
に応募資格を認める。

イ 資材置場等として利用する場合は，建ぺい率30%以上
の上屋を建設し，資材は建物（鉄骨造とする）内に収納す
ることとし，原則として建物外への野積み認めないもの
とする。

(3) サービス業（自動車整備業，その他の修理業，産業用機械器
具賃貸業，洗たく業，清掃業「産業廃棄物処理業等」，写真業
「D・P・E業」等その他これらに類する事業を営む企業）

ア 清掃業（産業廃棄物処理業等）の駐車場は，事業所とみな
しその応募資格を認める。

(4) 再生資源卸売業（1・2号地の対象業種である卸売業を除く
ものとする。）

ア この業種についても，建設業と同様に建ぺい率30%以上

の上屋を建設し，作業は建物内で行うこととする。

(5) こん包業

(6) 流通加工業（流通過程で単純加工，組立加工，切断加工及び
分荷作業等を行う企業）

ア 自社で加工等を行う鋼材販売業等の応募資格は認める。

(7) その他の業種（本市が特に移転を必要と認める企業及び保管
施設を移転させる企業）

ア 公益法人が営む事業で公害等を発生しているもの（医療関
連サービス業の臨床検査業，運輸に付帯するサービス業の検
量・鑑定業等）の応募資格は認める。

イ 危険物貯蔵庫等の保管施設を移転させるものの応募資格は
認める。

ウ その他特に本市が必要と認めるもの。（倉庫業等。ただし
自から倉庫を有しないものの応募は認めない。）

なお，直接水際線を利用する企業及び団地内サービス業等（
タクシー，ガソリンスタンド，飲食店，たばこ販売業等）の応
募資格は認めない。

団地内サービス業及び小売業等の募集は別途とし，その募集
及び選考方法は今後検討する。

2 市内に事業所を有し，事業を営んでいる企業で，その事業所を
移転させる企業。

なお，工業専用地域及び工業地域に立地する事業所のみを移転
させる企業，工場（作業場）等を有しないもの及び工場（作業場）
等部分を全面移転させないものの応募資格は認めない。

ただし，次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は，この限り

でない。

(1) 市内に事業所を有しない企業で、応募資格を認めるもの。

(借地及び借家企業でも工場等があれば、認める。)

ア 市外企業(市内に工場・作業場・倉庫・資材置場等の事業所を有しないもの)については、次の条項を全部満たす場合に認める。

(ア) 神奈川県内に事業所を有していること。

(イ) 市外企業数が $\frac{1}{3}$ 以下で構成される事業協同組合等の組合員となること。

(ウ) 現在地で公害等を発生し、かつその事業所を全面移転させるもの。

イ 以前市内に事業所を有し、公害又は公共事業等により一時市外へ移転したものの応募資格は認める。

ただし、市内に事業所が残存するときは、それを全面移転させることを条件とする。

ウ 市内に事業所(工場・作業場・倉庫・資材置場等)を有しないものについては、次の条項を全部満たす場合に認める。

(本市の工業施策及び都市施策上必要なものに限る。)

(ア) 市内に事務所若しくは住所を有するものであること。

(イ) 土地の取得形態は、共有又は事業協同組合等の所有とし、個別分譲を認めない。

(ウ) 技能職者(大工・親企業内で作業している社内下請工、時計修理工等)又は技能職者を有する企業であること並びに産業廃棄物の処理施設を設置するもので、かつその設置計画について公害対策局及び環境事業局の事前承認を得ら

れるものであること。

(2) 事業を営んでいない企業で、応募資格を認めるもの。

ア 以前事業所を有していて、公害又は公共事業等によりその事業所(作業場等)を休止若しくは休業しているものについては、認めることとする。

(3) 事業所を移転しないもので、応募資格を認めるもの。(本市の工業施策及び都市施策上必要なものに限る。)

ア 本市の地場産業(捺染業等)で、かつ事業の共同化・協業化を達成している組合については、認める。

イ 技能職者(大工・時計修理工等)又は技能職者を有する企業で、かつ公害等を発生していないものについては認める。土地の取得形態は、共有又は事業協同組合等の所有とし、個別分譲を認めない。

(4) 工業専用地域若しくは工業地域に立地する事業所のみを移転させるもので、応募資格を認めるもの。

ア 事業協同組合等の組合員となり、事業所を全面移転するものについては、認める。

イ 近年中に公共事業に買収予定となつている企業については、個別進出も認める。

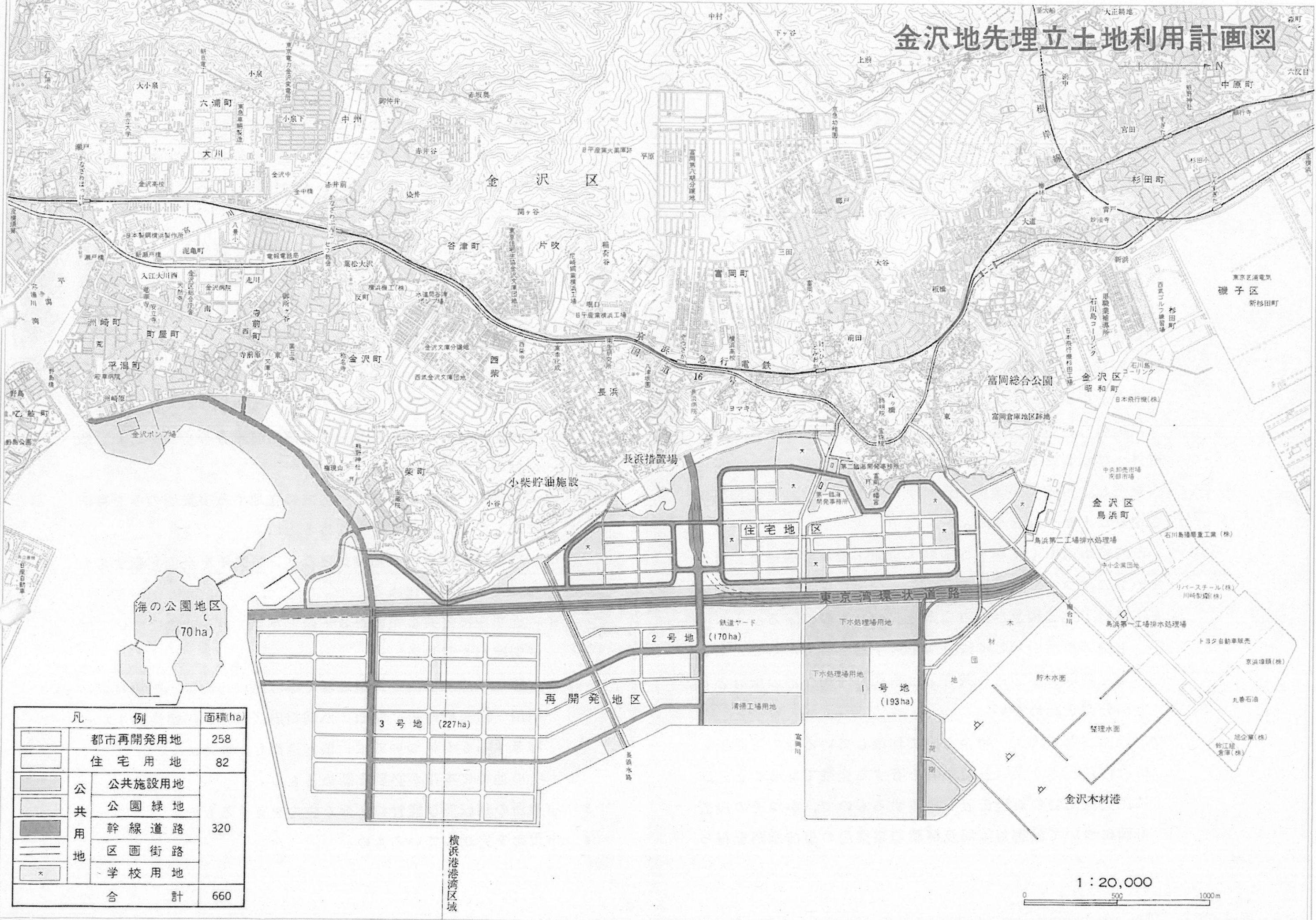
ウ 移転重点地区内の工業地域(緑町周辺、岡野・平沼周辺、星川・天王町周辺、滝頭・八幡橋周辺、神奈川臨海部)から移転するものについては、個別進出も認める。

(5) その他特に本市が必要と認めるもの。

3 事業所の移転及び経営に必要な資力を有するもの。

4 市税等を完納しているもの。

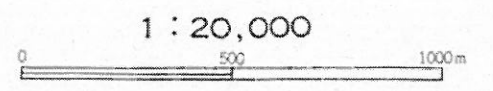
金沢地先埋立土地利用計画図



海の公園地区
(70ha)

凡 例		面積 ha
[Pattern]	都市再開発用地	258
[Pattern]	住宅用地	82
公 共 用 地	公共施設用地	320
	公園緑地	
	幹線道路	
	区画街路	
[Pattern]	学校用地	
合 計		660

横浜港湾区域



金沢工業団地移転希望企業連絡協議会

理事会…各グループから1名選出

事務局

中区日本大通 15
朝日会館7階
661-0801

個別の地産地消

横浜金沢工業協同組合

神奈川県自動車部品解体事業協同組合 (自動車解体)

横浜市金沢理研地進出再資源組合準備会 (再生資源部)

横浜市金沢工業団地建設組合準備会 (建設)

横浜市メッキ業金沢地進出協議会 (メッキ)

金沢プラスチック工業団地(協)設立準備会 (プラスチック)

横浜市金沢工業団地移転機械業組合準備会 (機械)

横浜市金沢工業団地進出金属業組合準備会 (金属)

金沢印刷・紙器業団地(協)設立準備会 (紙製品・印刷)

金沢繊維業団地(協)設立準備会 (繊維・衣服)

金沢食品グループ連絡会 (食料品)

金沢工業団地工場アパート連絡会 (機械・金属)

金沢機械・金属組合設立準備会 (機械・金属)

電機・精機グループ組合結成準備会 (電機・精機)

UIC地化学グループ連絡会 (化学)